たき火やタバコに注意～林野火災

５月になると森林の緑も、日毎に鮮やかさを増してきます。またこの時期は、林野火災が発生する頃です。林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災を言います。北海道では、４月１日から６月30日までを「林野火災危険期間」とし、危険期間のうち４月21日から５月31日までを「林野火災予防強調期間」に設定しています。

北海道の統計では、最近の過去10年間（平成20年～平成29年）で229件の林野火災が発生しています。月別に見ると、４、５月で177件と全体の77％を占めています。林野火災の出火原因は、その殆どが人為的な過失によるものと考えられ、ごみ焼きによるものが62件、たばこ・マッチによるものが14件で、全体の33％になっています。

春に火災が多いのには更に理由があります。冬は下草が枯れ、落葉が積もって「燃えやすいもの」が林内に蓄積されるとともに春は空気が乾燥していることと、風が強いという気象条件が重なることです。

気象台では、空気が乾燥し、火災が起こりやすいと予想されるときに、乾燥注意報を発表して火の取り扱いに注意するよう呼びかけています。上川・留萌地方の発表基準は、最小湿度が30％以下で実効湿度が60％以下の場合です。実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表すもので、50～60％以下になると火災の危険度が高まります。また、実効湿度が50％を下回ると、マッチ１本で木材に火がつくと言われています。

また、風の強い日も湿度が低くなりやすいので注意が必要です。森林の喪失は保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害がおこりやすくなるおそれもあります。山菜採りや散策など山に入る場合には、たき火やたばこなどの火の取り扱いには、十分注意をお願いします。また、お出掛けの際は、最新の気象情報を入手してください。

◎問い合わせ先

旭川地方気象台（電話：0166－32－7102）

旭川地方気象台ホームページアドレス

http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/

平成30年工業統計調査を実施します

○平成30年工業統計調査は、従業員４人以上のすべての製造事業所を対象に、平成30年６月１日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

○調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

新しい飼い主探しネットワーク事業について

北海道では、各道立保健所で引き取った犬・猫にできるだけ生存の機会を与えるため、「新しい飼い主探しネットワーク事業」を実施しています。この事業は、各総合振興局・振興局が、犬・猫を飼いたいと希望する方をあらかじめ登録しておき、引き取った犬・猫の性別などの情報と登録者の希望を照合して、最適な飼育者をコーディネートし、犬・猫を譲渡するものです。新しい飼い主になるには、毎日の世話ができるか、猫は室内で飼えるか、愛情を持って最後まで飼い続ける意志があるかなどの条件を満たしていることが必要です。少しでも多くの命を救うため、これから犬・猫を飼いたいと考えている方は、ご協力をお願いします。譲り受けの申し込み方法などについては、最寄りの総合振興局・振興局環境生活課へお問い合わせください。

参考ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/henkanjyouto.htm

◎問い合わせ先
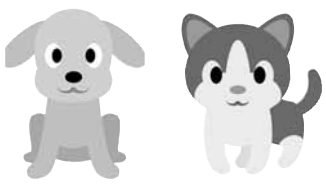
各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係